

- ▶ 「持続的な安定発注」に向けた建設業の担い手確保のためには、
  - 賃上げにより**担い手の処遇を改善**すること、そのために、建設業者が賃金の原資である**労務費を適正に確保**できるようにすること
  - **発注者を含む関係者の行動変容**により、担い手の賃金を競争原資とした**ダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換**することが不可欠です。
- ▶ そのため、建設業法等が改正され、**令和7年12月から**、建設工事の請負契約の**価格交渉・契約締結について新たなルールが適用**されることになりました。
- ▶ 建設工事の発注者の皆様におかれでは、**以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。

## 発注に当たっては、



工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください



提出された見積書に対し、**労務費等※が著しく低くなる**ような見積り**変更依頼はしない**でください

これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象**となる可能性があります

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金



従前に引き続き、  
取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる  
**原価に満たない金額**による契約締結はしないでください



技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う  
経費も確保**する必要があることに留意してください



► 技能者の処遇を犠牲にしたいわゆるダンピングによる受注競争を撲滅し、技術に基づく健全な競争環境を、建設工事の取引に関わる全ての当事者のパートナーシップのもとで実現するため、表面の取組に加え、以下についてご理解・ご協力をお願ひいたします。

 技能者と適切に雇用契約を結ぶとともに、CCUS能力評価の受検、CCUSレベル別年収水準での賃金支払いを推進してください

 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください

 書面での請負契約締結を徹底するとともに、契約にコミットメント条項を積極的に導入し、契約当事者間での適正な労務費の支払い、技能者へ適正な賃金の支払いの確認を推進してください

 適正な労務費(賃金の原資)確保に併せて、適正な工期を確保してください

通常必要と認められる期間に比べ著しく短い工期による契約締結は、注文者・受注者とも禁止されています

